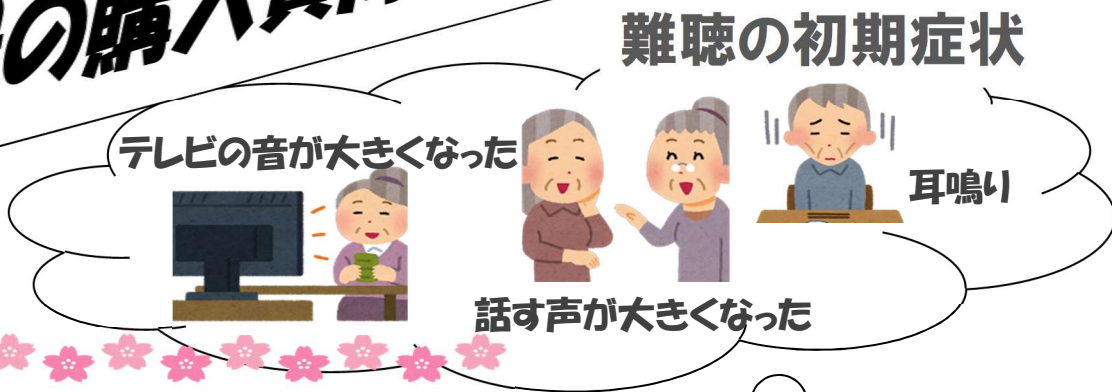


五島市では高齢者に

補聴器の購入費用の助成をしています。



耳が聞こえにくくて困っていませんか？

聞こえにくいのをそのままにすると認知症のリスクも高まると

言われています。耳鼻咽喉科を受診してみませんか？



聞こえにくいと感じたら、補聴器の利用を考えてみませんか？



◆対象となる人

※以下の全てを満たす方が対象です。

- ① 五島市に住所がある 65 歳以上の人。
- ② 両耳の聴力がそれぞれ 50 デシベル以上。
(50 以上: 日常会話が大きな声でないと通じない)
- ③ 身体障害者福祉法の聴覚障害の障害等級に該当しないこと。
- ④ 耳鼻咽喉科の治療では聴力改善が見込めず補聴器を使うことで、社会参加などが期待できると判断されること。(医師の意見書が必要です。)
- ⑤ 世帯の全員が地方税法の規定による市民税非課税もしくは生活保護法の要保護者の人。

◆ 助成額 ◆

補聴器購入費の



10分の9 以内の額

ただし、上限は



37,000 円

助成までの流れ

相談

- ・五島市役所長寿介護課、またはお近くの各支所窓口班に相談してください。
- ・申請書、同意書(課税状況調査等)、医師の意見書の用紙をお渡します。

受診 見積

- ・耳鼻咽喉科を受診し、補聴器使用が必要と医師が認めるときは意見書を発行してもらってください(受診料・検査料・意見書料等は自己負担です)。
- ・補聴器を購入予定の店舗で、見積書と仕様書(カタログ)をもらってください。

申請 決定

- ・「申請書」、「同意書」、「意見書」、「見積書」、「仕様書」を長寿介護課、もしくは支所窓口班へご提出ください。
- ・後日、市役所から「決定通知書」が届きます(**届くまで購入しないでください!**)

購入

- ・後日「決定通知書」が届いたら、補聴器を購入し領収書をもらってください。
※領収書の宛名は申請者本人です。
- ・請求書と領収書を長寿介護課、もしくは各支所窓口班へご提出ください。

助成

- ・助成金をご指定の口座に振り込みます。

【問い合わせ先】 五島市福祉保健部長寿介護課	☎:72-6194
五島市富江支所窓口班	☎:86-1111
五島市玉之浦支所窓口班	☎:87-2211
五島市三井楽支所窓口班	☎:84-3111
五島市岐宿支所窓口班	☎:82-1111
五島市奈留支所窓口班	☎:64-3111